

# 境川流域総合治水対策協議会

日 時：令和3年3月26日（金）14:30～  
WEB 会議開催

## 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶 神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長

3. 議 題

- 1) 境川流域総合治水対策協議会設置要領の改定について (資料1)
- 2) 今後の進め方について (資料2)

4. 質 疑 等

## 境川流域総合治水対策協議会設置要領（案）

### （協議会の設置）

第1条 流域の急激な都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい境川において、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、流域の開発計画、土地利用計画等の調整を図りつつ、流域の持つ保水・遊水機能の適正な維持、確保等の総合的な治水対策を講ずるため、境川流域総合治水対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 協議会は境川流域総合治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため次の所掌事項を行うものとする。

- 1 境川流域整備計画の実施に関する協議。（ただし、流域水害対策計画策定後は、所掌事項から削除する。）
- 2 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策定と実施、流域治水の計画的な推進に関する協議。

### （協議会の組織）

第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部長とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる者とする。
- 4 座長は、必要があるときは、協議会に委員以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会は、協議会の協議事項について、あらかじめ協議を行い協議会の円滑な運営に資するものとする。
- 4 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長とする。
- 5 幹事会の座長は、必要があるときは幹事会に2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(作業部会)

第5条 協議会に作業部会を置くことができるものとする。

- 2 幹事会の座長は、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の協議事項に応じて、必要な関係部局からなる作業部会を設置し、協議会の協議事項について、専門的調査、検討を行う。
- 3 作業部会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課調査グループのグループリーダーとする。
- 4 作業部会の座長は、必要があるときは作業部会の構成員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会、幹事会及び作業部会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課に置く。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほかは、協議会にはかり、定めるものとする。

附 則 この要領は、昭和55年11月7日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年10月28日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年8月30日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年11月19日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年3月〇日から施行する。

○ 印は座長

- 東京都 : 総務局総合防災部長  
 都市整備局都市づくり政策部長、都市基盤部長  
 建設局企画担当部長、河川部長
- 町田市 : 下水道部長、政策経営部長、防災安全部長  
北部・農政担当部長、道路部長、都市づくり部長
- 横浜市 : 政策局長、総務局危機管理室長、環境創造局長  
建築局長、都市整備局長、道路局長
- 相模原市 : 危機管理局長、環境経済局長、都市建設局長
- 鎌倉市 : 共創計画部長、防災安全部長、市民生活部長  
まちづくり計画部長、都市景観部長、都市整備部長
- 藤沢市 : 企画政策部長、防災安全部長、経済部長  
 計画建築部長、都市整備部長、道路河川部長  
下水道部長
- 大和市 : 市長室長、政策部長、環境農政部長  
 街づくり計画部長、都市施設部長
- 神奈川県 : くらし安全防災局防災部長  
 環境農政局総務室長、緑政部長、農政部長  
 県土整備局都市部長、道路部長、○河川下水道部長  
 建築住宅部長

以上 46 名

境川流域総合治水対策協議会幹事会

別表 2

[ ] は座長、○印は各都市の窓口を示す。

区分 組織名	幹 事 会	
	部 局 名	職 名
東 京 都	<u>総務局</u> 都市整備局 〃 建設局 〃	<u>総合防災部：計画調整担当課長、防災対策課長</u> 都市づくり政策部：土地利用計画課長 都市基盤部：施設計画担当課長 河 川 部：○中小河川計画担当課長、 <u>防災課長</u> 総 務 部：計画担当課長
町 田 市	下水道部 政策経営部 <u>防災安全部</u> <u>経済観光部</u> <u>道路部</u> 都市づくり部 〃	○ <u>下水道経営総務課長</u> 企画政策課長 <u>防災課長</u> <u>農業振興課長</u> <u>道路政策課長</u> 都市政策課長、土地利用調整課長 <u>開発審査担当課長、公園緑地課長</u>
横 浜 市	<u>政策局</u> <u>総務局危機管理室</u> 環境創造局 〃 <u>建築局</u> 〃 〃 〃 都市整備局 道路局 〃 〃	<u>政 策 部：政策課担当課長</u> <u>危機管理室危機管理部：防災企画課長</u> <u>政策調整部：政策課みどり政策調整担当課長</u> <u>農 政 部：農政推進課長</u> 下水道計画調整部：下水道事業マネジメント課長 <u>企 画 部：企画課長、都市計画課長</u> <u>建築防災課がけ狭あい担当課長</u> <u>建築指導部：建築企画課長</u> <u>宅地審査部：宅地審査課宅地企画担当課長</u> <u>企 画 部：企画課長</u> <u>計画調整部：企画課長</u> 道 路 部：維持課長 河 川 部：○ <u>河川企画課長</u>
相 模 原 市	危機管理局 環境経済局 〃 都市建設局 〃 〃 〃	危機管理課長 経 済 部：農政課長、 <u>津久井地域経済課長</u> <u>環境共生部：水みどり環境課長、公園課長</u> まちづくり計画部：都市計画課長、開発調整課長 <u>建築審査課長、市営住宅課長</u> 道 路 部： <u>道路計画課長</u> 、○河川課長 下水道部：下水道経営課長
鎌 倉 市	<u>共創計画部</u> <u>防災安全部</u> <u>市民生活部</u> <u>まちづくり計画部</u> 〃 <u>都市景観部</u> 都市整備部 〃	<u>企画計画課長</u> <u>総合防災課長</u> <u>農水課長</u> <u>市街地整備課長、深沢地域整備課担当課長</u> <u>都市計画課長</u> <u>都市調整課長、開発審査課長、みどり課長</u> <u>道路課担当課長</u> 、○下水道河川課担当課長 <u>公園課長</u>

区分 組織名	幹 事 会	
	部 局 名	職 名
藤 沢 市	企画政策部 <u>防災安全部</u> 経済部 計画建築部 都市整備部 <u>道路河川部</u> <u>下水道部</u>	企画政策課長 <u>防災政策課長</u> 農業水産課長 建設総務課長、都市計画課長、開発業務課長 都市整備課長、公園課長、みどり保全課長 ○ <u>河川水路課長</u> <u>下水道総務課長</u>
大 和 市	<u>市長室</u> 政策部 環境農政部 街づくり計画部 都市施設部	<u>危機管理課長</u> 総合政策課長 農政課長 街づくり総務課長、街づくり計画課長 ○都市施設総務課長、 <u>道路・河川管理課長</u> <u>下水道施設課長</u>
神 奈 川 県	<u>くらし安全防災局</u> 環境農政局 // // 県土整備局 // // //	<u>防 災 部</u> ：災害対策課長 総 務 室：企画調整担当課長 <u>緑 政 部</u> ：森林再生課長 農 政 部：農地課長 都 市 部：都市計画課長、都市整備課長 都市公園課長 <u>道 路 部</u> ：道路企画課長 河川下水道部：[河川課長]、 <u>砂防海岸課長</u> 下水道課長 建築住宅部：住宅計画課長、建築指導課長 藤沢土木事務所長、厚木土木事務所東部センター所長 厚木土木事務所津久井治水センター所長 横浜川崎治水事務所長

以上 90 名

## 今後の進め方について

○境川水系では、既に総合治水対策協議会において、境川総合治水対策に係る施策について協議・推進しているが、新たに危機管理部局等の流域のあらゆる関係者を加え、より一層流域全体での治水対策を計画的に推進するため、流域治水プロジェクトの策定と公表を行う。

## 【検討スケジュール】

3月26日（本日）

境川流域総合治水対策協議会①

- ・設置要綱の改正（新規参画構成員を追加）

流域治水に係る取組み状況の把握 → アンケート調査を実施 【近日中】

事務局にて流域治水プロジェクト（案）を作成

4～7月（予定）

境川流域総合治水対策協議会②、③

- ・流域治水プロジェクト公表案について協議 → 各構成機関が合意（各自決裁）
- ・流域治水総合整備計画の策定について協議 → 相模原市以外は、都及び県主管課と事業毎に事前調整
- ・流域治水プロジェクト公表手続きを共有（記者発表スケジュール、発表主体等）

8月末まで

境川流域治水プロジェクト 公表【出水期前を目標】